

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年12月6日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 小磯 行生

1 契約の概要

投票所配備用自走式車椅子 124 台の借入（レンタル）

2 履行（納品）場所

鶴見区ほか7か所（各区選挙管理委員会が指定した場所）

3 契約日

令和3年8月13日

4 履行日又は履行期間

令和3年8月18日から令和3年8月24日まで

5 契約金額

930,000 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

エイトレント株式会社 東京支店
東京都品川区大崎1-6-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

市選挙管理委員会では、平成23年度から障害者・高齢者の投票環境向上に向けた「誰もが投票しやすい投票所」の取組を推進している。平成27年統一地方選挙から、市内の全投票所に車椅子を備え付ける取組を始め、平成29年横浜市長選挙以降のすべての選挙で設置率100%を継続しており、今後も引き続き取組を推進していく必要がある。

投票所用車椅子は、区役所や投票所施設で所有するものを使用することを原則とし、各区の不足台数は、選挙管理委員会事務局から財政局へ契約依頼を行うことで調達している。

令和3年8月22日執行の横浜市長選挙においても、従前同様に手続きを進めていたが、7月16日及び30日に実施された公募型見積合せの結果、二度にわたり不調に終わった案件があるなど不測の事態に陥り、当初の契約予定台数を調達できない見込みとなった。

以上から、本業務により各区の不足分を補填する必要性が高く、至急契約締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、市民及び本市にとって償うことのできない損害を生ずると考えられ、通常の契約手続きを行う暇がなかったため、緊急随意契約を行わざるを得なかった。

8 契約の相手方の選定理由

公募型見積合せ（全4件）のうち、最終的に契約決定に至ったのは「エイトレント株式会社 東京支店」が落札した1件（126台分）であったが、不調となった案件につき、当該業者から別途124台を調達できる見通しが立ったため。

9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙部選挙課